

事 案	病院を開設した者が、病床数、病床の種別、その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき（政令市もしくは中核市において、増床に係る一部変更許可を行おうとする場合）
根拠法令	医療法第 7 条第 2 項、同法施行規則第 1 条の 1 4 第 3 項
提出期限	事前
提出窓口	保健所設置市の所轄保健所
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款、寄付行為又は条例（開設者が法人であって、開設の目的及び維持の方法を変更するとき。開設者において原本照合）</li> <li>2 開設者が個人の場合は、開設者個人の実印の印鑑登録証明書</li> <li>3 敷地面積の平面図（第 1 図～第 2 図。敷地の面積及び形状に変更があるとき。現在及び変更後の図面）</li> <li>4 建物配置図（第 3 図として。増改築等により建物の配置を変更するときの現在図）</li> <li>5 建物配置図（第 4 図として。増改築等により建物の配置を変更するときの変更後図）</li> <li>6 建物の構造概要が記載された平面図（第 5 図として。増改築等により建物の構造を変更するときの現在図）</li> <li>7 建物の構造概要が記載された平面図（第 6 図として。増改築等により建物の構造を変更するときの変更後図）</li> <li>8 エックス線関係図面（エックス線装置に係る申請の場合。①管理区域を明示した隣接部の平面図〔上下階含む〕 ②使用室の詳細図〔平面図、断面図〕 ③遮へい計算書 ④遮へい計算詳細図 ⑤装置の仕様書〔型式、定格出力、製造販売業者名、薬事法承認番号の確認できるもの〕）</li> <li>9 厨房詳細図（給食施設を変更するとき）</li> </ol>
提出部数	3 部
手数料	なし

- ・ 「大阪府医療計画」において、病床種別ごとの既存病床が基準病床を越えている場合、本様式による増床の病院開設許可事項中一部変更許可申請については、慎重な審査が必要となる。
- ・ 開設者との事前相談・調整は、十分に余裕を持って行うこと。
- ・ 本様式の審査要領については、「病院開設許可事項中一部変更許可申請書（様式 5）」と同じ。（同様式の審査要領を参照）